

## [事案 2025-42] 損害賠償等請求

・令和7年12月24日 和解成立

### <事案の概要>

損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

契約者・被保険者である自分の父は、平成20年4月に終身医療保険を契約し、令和6年1月5日に死亡したが、保険会社は、記入日を令和5年12月24日とする名義変更請求書が提出されていたため、死亡保険金受取人を自分から父の養子に変更し、令和6年2月、養子からの請求にもとづき死亡保険金を支払った。その後、自分は、父にかかる相続事件の交渉を弁護士に依頼し着手金を支払った。令和6年12月、養子は保険会社に死亡保険金を返金し、自分は、保険会社から令和7年2月に死亡保険金を受け取ったが、以下の理由により、弁護士費用の損害賠償と慰謝料の支払いを求める。

- (1) 保険会社は、明らかに契約者である父の同意がないであろう受取人変更請求を受理し、受取人変更を行ったため、自分が死亡保険金を受け取ることができず、死亡保険金の返還のために弁護士に依頼する必要性が生じ、弁護士費用相当額の損害が生じた。
- (2) 保険会社の過失により、日常生活に深刻な影響を受け、時間的・金銭的な負担が生じ、精神的・肉体的に疲弊したので、保険会社は慰謝料を支払う義務がある。

### <保険会社の主張>

本件は、記入日を遡及させた名義変更請求書を契約者（申立人父）の配偶者（後妻）または養子が作成・提出したことに原因があると考えられ、当社の対応に違法性が認められ弁護士費用および慰謝料の損害との間に因果関係が認められるとの判断はできないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、死亡保険金受取人変更時の状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険会社は、令和6年1月5日、契約者（申立人父）の配偶者（後妻）の申し出により、名義変更請求書類を発送しており、同年1月10日、記入日が令和5年12月24日と記載された本件名義変更請求書類を受領しているが、名義変更請求書類の発送時期と記入日の関係が疑わしいことを容易に気づくことができたにもかかわらず、筆跡や印影を照合するなどの調査を行ったことはうかがえない。
- (2) 保険会社は、令和6年2月に死亡保険金請求書類を受領しているが、同封された死亡診断書には同年1月5日に契約者が死亡した事実が記載されていたことから、保険会社が名義変更請求書類を発送した日に契約者が死亡しており、本件名義変更請求書は契約者の死亡後に作成されたものである可能性が高いことに容易に気づくことができた。しかし、保険

会社は、名義変更手続が適正にされているという前提の下、安易に死亡保険金を養子に支払っており、調査が不十分であったと言わざるを得ない。

- (3) 申立人への死亡保険金の支払いは令和7年2月であり、相当の期間遅延したが、保険会社は、令和6年4月には養子に支払いは誤りであったとして返金を請求しているため、養子からの回収リスクを申立人に負担させることなく、速やかに申立人に対し死亡保険金を支払うべきであった。